

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等種類	乗揚
発生日時	令和5年7月13日 08時56分ごろ
発生場所	関門港下関区 下関南風泊東防波堤灯台から真方位094° 1.3海里付近 (概位 北緯33° 57.1′ 東経130° 54.6′)
事故の概要	漁船第七十五天王丸は、南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故等調査の経過	令和5年7月24日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第七十五天王丸、339トン
船舶番号、船舶所有者等	136517、大祐漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	右舷ビルジキールに擦過傷及び圧損、プロペラ翼に欠損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか8人が乗り組み、船長が船橋で手動操舵により操船し、航海士1人が見張りに当たり、船体の修理を行う目的で、山口県下関市下関漁港に向け、下関市彦島大橋西方沖を約12～13ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進していた。</p> <p>船長は、彦島大橋の手前で減速して、小瀬戸導灯を見通す針路とし、湾曲する小瀬戸（水路）に向けて航行を続け、彦島大橋下を約10knの速力で通過した後、船橋左舷側のレーダーの前で見張りを行っていた航海士から、速力が速いので減速するように助言を受けた。</p> <p>船長は、徐々に減速しながら左舵5°～10°を取って左転を開始したところ、思いのほか彦島に接近するので、左舵一杯を取って左転中、本船が彦島西岸に拡張する浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が会社に事故発生の連絡をするとともに118番通報し、自力で離礁して下関漁港に入港した</p> <p>本船の喫水は、船首約4.2m、船尾約4.5mであった。</p> <p>船長は、彦島大橋を通過した際、少し速力が速いと感じていたが、小瀬戸に沿って安全に航行できると思っていた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	本船は、小瀬戸を南東進中、船長が、小瀬戸に沿って安全に航行できると思い、湾曲する狭い水路を左舵5°～10°、約10knの速力で航行を続けたことから、旋回径が大きくなり本件浅所に向かって航

